

○宮崎大学工学部乱流風洞実験施設運営委員会規程

平成 16 年 4 月 1 日  
制 定

改正 平成 17 年 4 月 26 日 平成 22 年 9 月 24 日  
平成 24 年 4 月 1 日 令和 3 年 3 月 25 日

(設置)

第 1 条 宮崎大学工学部に、宮崎大学工学部乱流風洞実験施設規程第 5 条第 2 項の規定に基づき、宮崎大学工学部乱流風洞実験施設運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、宮崎大学工学部乱流風洞実験施設（以下「施設」という。）に係る次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 年間利用の公募及び計画の策定に関する事。
- (2) 施設の経理に関する事。
- (3) 施設の整備に関する事。
- (4) 施設の規程等の制定及び改廃に関する事。
- (5) 講習会の開催に関する事。
- (6) 主任の委嘱に関する事。
- (7) その他、施設の運営に関する事。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 土木環境工学プログラム及び機械知能工学プログラムから選出された教員 各 1 人
- (2) 学部長が指名する教員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第 6 条 委員会は、原則としてすべての委員の出席をもって成立する。

- 2 委員に事故があるときは、代理の者が出席できるものとする。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第 8 条 委員会の事務は、工学部総務係において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 26 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。